

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年9月4日提出

高山市長 國島芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成26年3月25日 午前9時30分頃 高山市上野町883番地85先（市道上野44号線）		
	事故の概要	道路上にできた陥没穴による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左前タイヤ等）	
	被害総額・市の過失割合	—	121,878円・100分の40	
	賠償金	—	48,751円	
	内訳	保険金	—	48,751円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成26年8月7日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成26年5月14日 午後9時45分頃 高山市清見町大原780番地先（国道472号）		
	事故の概要	下水道マンホール蓋の跳ね上がりによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（燃料タンク等）	
	被害総額・市の過失割合	—	490,000円・100分の100	
	賠償金	—	490,000円	
	内訳	保険金	—	480,000円
		一般財源	—	10,000円
専決年月日	平成26年7月22日 地方自治法第180条第1項			